

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第1号の規定による支給)				
フリガナ		ナゴヤ カメスケ		
①氏 名		名古屋 かめ助		
②生年月日		昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日 満 (〇〇) 歳		
③電話番号		〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
申立事項	④次の1. 又は2. の場合であること(いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)			
	①. 離職又は事業を行う個人が当該事業を廃止した場合(第3条第2号)			
	離職等の時期		〇〇年〇〇月〇〇日	
	離職等した事業所		株式会社〇〇〇〇	
	離職・廃業の場合は1. を、 やむを得ない理由による収入減少は2. を記入してください			
	②. 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少した場合(第3条第2号に規定する場合)			
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況		(例) 景気の悪化によって勤務先が休業したことに伴い、4月以降の収入が減少した。	
	⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること			
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況		(例) 正社員として株式会社〇〇〇〇で働き、(離職するまで)私が世帯の生活を維持していました。	
	⑥次の1. 又は2. のいずれかに該当していること(いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)			
1. 住居を喪失していること				
住居を喪失した時期				
喪失した住居の住所				
現在の状況				
②. 住居を喪失するおそれがあること				
現在の住所		〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市〇区〇〇 〇丁目〇番地 メゾン〇〇 〇〇〇号		
住居の家主等		〇〇不動産		
住居の家賃額		〇〇〇〇円		
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等		(例) 離職により(勤務先の休業により)収入が減少しており、家賃の支払いが困難		
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること				
フリガナ	ナゴヤ カメスケ	ナゴヤ カメヨ		
氏名	名古屋かめ助	名古屋かめ代		
続柄	本人	妻		合計
生年月日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日		
収入(月額)	69,620円	38,500円	円	108,120円
預貯金等	299,812円	73,208円	円	373,020円
収入状況確認表に記入した金額を記入してください				
資産状況確認表に記入した金額を記入してください				
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。				
⑧家賃の状況		〇 月分家賃から支給を希望(申請する月分またはその翌月分から支給)		
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。 私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。 また、裏面の注意事項について、同意します。 (宛先) 名古屋市長 令和〇年 〇月 〇日 申請者氏名 名古屋 かめ助				

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、市が認める場合には申請日の属する月から3か月に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取り組みを行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条第2項に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（第1号様式）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第1項第1号の規定による支給)

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
【公共職業安定所での求職活動を行う申請者】
 - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける【則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市が認める者】
 - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
 - ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 以下のいずれかに該当すること
 - ・再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金を受けたことがない）
 - ・再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過しており、再支給の申請までに常用就職又は、給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した（収入基準額以上の収入があった月がある）
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
- 5 現在、生活保護を受給していないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が拘禁刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

(宛先) 名古屋市長

令和〇年〇〇月〇〇日

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

名古屋 かめ助

(裏面につづく)

当初申請時

① 添付書類

提出書類については、
「住居確保給付金(家賃補助)提出書類チェックシート」

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

・申請日を起点に2年(疾病、負傷、育児その他市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年)以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他市がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類も併せて提出すること。

・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融株

1または2について必ず記載してください

* 求職番号について
5桁+4~8桁の番号

② 追加提出書類等

1 求職番号の記載(公共職業安定所での求職活動を行う申請者)

公共職業安定所から付与された求職番号

○○○○○-○○○○○○○○

2 経営相談先の記載(則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市が認める申請者)

経営相談先の名称

3 入居(予定)住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(第3号様式)

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(第4号様式)

(3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から貸貸人へ賃料を支払う者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(クレジットカード払等)(第4号様式の2)

クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し、納付書の控え等)

離職状況等に関する申立書

私は、離職・廃業、離職期間の状況について、以下のとおり申立書を提出します。
申立する事項について相違ありません。

名古屋市長 様

令和〇年 〇月 〇日

フリガナ ナゴヤ カメスケ

氏 名 名古屋 かめ助

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

事業所名	株式会社〇〇〇〇
事業所 所在地・電話	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市〇〇区〇〇〇 1-1 電話△△△-△△△△
雇用保険 適用状況	①. 雇用保険被保険者であった ②. 雇用保険被保険者でなかった
平均月額給与	250,000 円 ※1
離職等時期	〇〇年 〇〇月 〇〇日
離職等理由	①. 解雇※2、雇止め※3 ②. 自己都合離職・廃業
証拠書類の 提出が困難な理由※4	(離職・廃業に関する関係書類の提出が困難な理由) 会社に依頼をしているが、景気の悪化により休業状態となり、 まだ必要書類が届かない。 (離職期間に関する関係書類の提出が困難な理由)

離職等の時期から2年以上経過している場合は、以下もご記入ください。

求職活動を 実施することが 困難であった事情※5	☐ 妊娠 ☐ 出産 ☐ 育児 ☒ 疾病または負傷 ☐ その他 ()
上記の期間	〇年 〇月 〇日～ 〇年 〇月 〇日

※1 離職日以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。

※2 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。

※3 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。

※4 離職又は廃業を証明できる書類として提出できるものがない場合に記入してください。

※5 疾病、負傷、育児等により離職等の時期から2年以上経過している場合は、当該事情に該当することの事実を証明することができる書類を提出してください。

就業機会の減少に関する申立書

私は、就業機会の減少に関する状況について、以下のとおり申立書を提出します。
申立する事項について相違ありません。

名古屋市長 様

令和〇年 〇月 〇日

フリガナ ナゴヤ カメケ

氏 名 名古屋 かめ助

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

これまでの
平均月額収入※1

250,000円 (就労で得た収入のみ)

申請月の収入

60,000円 (就労で得た収入のみ)

自己の責に
帰すべき理由
又は自己の都合
によらない
収入の減少の
具体的内容

(例)
景気の悪化によって勤務先が休業することに伴い、収入が減少した。

証拠書類の
提出が困難な
理由※2

※収入の減少を証明できる書類がない場合に記入
(例)
勤務先から、電話（口頭）で知らされたのみであるため、提出できる書類がない。

※1 休業等以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。

※2 収入の減少を証明できる書類として提出できるものがない場合に記入してください。

収入状況確認票

- 同居の世帯全員（原則22歳以下かつ本給付金制度で定める学校に就学中の子を除く）の収入状況について記入してください。
- 申請をする月の収入額を記入してください。
- 世帯全員の収入合計額が収入基準額（裏面参照）を下回っているか確認してください。
- この確認票に記入した収入額を申請書の収入欄に記入してください。

記入例

〇〇年 〇〇月分

氏 名		名古屋 かめ助	名古屋 かめ代					
続 柄		本人	妻					
収入（合計）		69,620円	38,500円	円				
給与 収入 等	給与 ※1	45,320円	38,500円	給与明細等、収入が確認できる書類の写しも添付してください				
	休業手当							
	賞与			自営業・フリーランスの方は、収入状況申告書で申告した金額を記入してください				
	事業収入 ※2							
	その他							
公的 給付 ※3	失業給付			端数まで細かく記載してください				
	年金（老齢・遺族）	24,300円						
	年金（障害者）							
	その他							
その他 （仕送り等）								

※1 給与額は社会保険料等が天引きされる前の総支給額を記入してください。（ただし、交通費は除きます。）

※2 事業収入額は、別紙「収入状況にかかる申告書（自営業・フリーランスの方）」で申告した金額を記入してください。

※3 複数の月にかかる金額が一括で支給される公的給付については、月額で算定した金額を記入してください。

例）年金（2か月に1回支給）の場合：1回の年金支給額÷2した金額を記入

収入基準額の例

世帯人数	A 基準額	B 家賃額（上限）	C 収入基準額 (基準額+家賃額)
1 人	84,000円	37,000円	121,000円
2 人	130,000円	44,000円	174,000円
3 人	172,000円	48,000円	220,000円
4 人	214,000円	48,000円	262,000円
5 人	255,000円	48,000円	303,000円

世帯全員の収入額の合計が表の C 収入基準額を上回る場合には、住居確保給付金を受給することができません。必ずご確認をお願いします。 ※

※実家賃額が表の B 家賃額（上限）を下回る場合には、A 基準額と実家賃額の合計が C 収入基準額となります。

例) 単身で実家賃額が35,000円の場合

$$84,000\text{円 (A 基準額)} + 35,000\text{円 (実家賃額)} = \underline{\underline{119,000\text{円 (C 収入基準額)}}}$$

●世帯の収入額の合計が表の A 基準額以下の場合の支給額は、以下のとおりとなります。

例) 2人世帯で、収入額の合計が120,000円、実家賃額が40,000円の場合

$$\underline{\underline{40,000\text{円 (住居確保給付金支給額)}}} = 40,000\text{円 (実家賃額)}$$

※支給額の上限は表の B 家賃額（上限）参照

●世帯の収入額の合計が表の A 基準額を超え、C 収入基準額に満たない場合の支給額は、以下のとおりとなります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = (\text{A 基準額} + \text{実家賃額}) - \text{収入額の合計}$$

例) 2人世帯で、収入額の合計が150,000円、実家賃額が50,000円の場合

$$\underline{\underline{30,000\text{円 (住居確保給付金支給額)}}} = (130,000\text{円} + 50,000\text{円}) - 150,000\text{円}$$

※支給額の上限は表の B 家賃額（上限）参照

収入状況にかかる申告書（自営業・フリーランスの方）

記入例

会社（店舗）名等 ○○○○

		申請月 (5 月)	前月 (4 月)	2 か月前 (3 月)	3 か月前 (2 月)
収入	営業収入（月間売上）	○○○円	○○○円	○○○円	○○○円
	その他収入（ ）				
	収入合計（A）	○○○円	○○○円	○○○円	○○○円
支出（必要経費）	仕入	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	給料賃金（外注工賃含む）	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	地代・家賃	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	光熱水費	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	通信費	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	※以下は必要に応じて記入してください				
	・				
	・				
	・				
	・				
	支出合計（B）	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	事業収入（A-B）	△△△円	△△△円	△△△円	△△△円

本申告内容について、相違ありません。

記入日 令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日

対象者（申請者と同一の場合は、記入不要）

申請者氏名 名古屋 かめ助

資産状況確認票

- 同居の世帯全員の預貯金等の状況について記入してください。
- 申請をする日時点での通帳の残高を記入してください。
- 世帯全員の預貯金等合計額が資産基準額（下記参照）を下回っているか確認してください。
- この確認票に記入した預貯金等の額を申請書の預貯金等欄に記入してください。

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日 現在

氏 名			名古屋 かめ助	名古屋 かめ代			
続 柄			本人	妻			
資産の合計額			2 9 9 , 8 1 2 円	7 3 , 2 0 8 円	円	円	円
①預貯金 ②債券 ③株式 ④投資信託 ⑤暗号資産 ※1	金融機関・証券会社等の名称	①〇〇銀行△△支店	193,250円		端数まで細かく 記載してください		
		①●●銀行××支店		68,300円			
		④□□証券	103,482円				
			現在お持ちの口座（ネットバンク含む）、 債券、株式、投資信託、暗号資産を すべて記入してください				
現 金			3,080円	4,908円			

端数まで細かく
記載してください

現在お持ちの口座（ネットバンク含む）、
債券、株式、投資信託、暗号資産を
すべて記入してください

※1 自営業・フリーランスの方で、事業用と生活費用の口座が異なる場合、生活費用の口座の残高を記入してください。

<資産基準額>

単身世帯：504,000円 2人世帯：780,000円 3人以上の世帯：1,000,000円

入居住宅に関する状況通知書

(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下の事項について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金を本人に代わり請求及び受領することに同意し、振込口座として下記口座を指定します。

名古屋市長 様

不動産仲介業者等が記入

年 月 日

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

(所在地) 〒

(免許番号)

(担当者等) 氏名 所属

電話番号

法人の場合は、
法人名以外に
代表者名を必ず
記入してください

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

入居者について

不動産仲介業者等が記入

フリガナ
賃貸借契約書の
入居日を記入

年 月 日

同居状況

単 身 ・ 複 数 (名)

入居開始日

年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

入居している賃貸住宅について

不動産仲介業者等が記入

実家賃額(共益費・
管理費を除く)を記入

名称

所在地

月額家賃

円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の()内に、契約満了日及び入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、「入居住宅に関する状況通知書(クレジットカード払等)(第4号様式の2)」を提出すること。なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払方法は不可。

振込口座

不動産仲介業者等が記入

不動産仲介業者等の商号又は名称と
振込口座名義が異なる場合は、
裏面の申立事項を記入

住居確保給付

貸主又は貸主か

フリガナ

口座名義

金融機関名

支店名

口座種別

普 通 ・ 当 座

口座番号

※口座名義が本通知書の通知者でない場合は、必ず裏面の【申立事項】を記入すること。

(裏面につづく)

不動産仲介業者等が記入

(不動産仲介業者等と口座名義が異なる場合のみ)

申立事項（以下のいずれかに☒）

- ☐ 賃料は、下記の貸主の口座へ振込む必要があるため、口座名義が異なります。
- ☐ 賃料の徴収については、下記の賃料管理会社（人）に委託しているため、口座名義が異なります。

貸主又は賃料管理会社（人）

称号又は名称	
代表者名	
所在地	〒

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の請求及び受領を、本通知書の通知者である貸主又は貸主から委託を受けた受任者に委任します。あわせて、住居確保給付金の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

申請者本人が記入

年 月 日

氏名.....

住所.....

電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を仕事・暮らし自立サポートセンターに提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

下記に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らずながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕